

高濃度カリウム製剤の適応外使用についてのお知らせ

2026年5月

適応外使用とは、国が定める規定（添付文書）とは異なる方法で医薬品を使用することです。当院では予め薬事委員会にて検討・承認された上で高濃度カリウム製剤を使用しています。尚、対象となる方から同意を頂くことに代え、情報公開することにより実施しています。

【実施内容】

カリウム製剤の適応外使用による重度低カリウム血症の補正

【対象患者】

迅速なカリウム補正が求められる状態であるにもかかわらず、補液負荷が困難であることから、添付文書どおりの濃度にて注射用カリウム製剤を投与することが困難な方。

【目的・概要】

低カリウム血症の治療において、患者さんが内服困難な場合、及び重症の場合にあつては注射用カリウム製剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L以下に希釈し20mEq/hrを超えない速度で投与し、1日投与量は100mEqまでとすることが規定されています。しかしながら、高度の水分制限が必要な場合、および速やかな補正が必要な場合などでは、40mEq/L以上の高い濃度で注射用カリウム製剤を使用せざるを得ないことがあります。このようなやむを得ない場合において、当院では、以下の内容での投与を認めています。40mEq/Lを超える高濃度カリウム注射製剤を使用する場合は、基本中心静脈からの投与とする。ただし、投与速度20mEq/hr以下は遵守。輸液量の制限等必要な場合に限り、末梢80mEq/L以下を可とする。短期間の使用に限り1日100mEqを超える投与も認める。

【想定される不利益と対策】

カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあります。そのため、状態に応じて心電図モニターの装着や血清カリウム値の確認を行い、異常が認められた場合は、速やかに減量または中止を行います。高濃度投与にて補正すべき低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた濃度へ移行します。